

第32号議案

平成22年度芦屋市老人保健医療事業特別会計予算

平成22年度芦屋市の老人保健医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成22年2月23日提出

芦屋市長 山中 健

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 款	項	金 額	千円
01 支払基金交付金			924
	01 支払基金交付金		924
02 国庫支出金			411
	01 国庫負担金		411
03 県支出金			104
	01 県負担金		104
04 繰入金			560
	04 繰入金		560
05 繰越金			1
	05 繰越金		1
06 諸収入			100
	20 雑入		100
歳 入 合 計			2,100

歳 出 款	項	金 額	千円
02 医療諸費			1,549
	02 医療諸費		1,549
03 公債費			50
	03 公債費		50
04 諸支出金			1
	04 諸支出金		1
30 予備費			500
	30 予備費		500
歳 出 合 計			2,100